○外務省告示第四百三号

平成二十一年七月十六日にアディスアベバで、オロミア州給水計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

平成二十一年八月三日

外務大臣　中曽根弘文

1　援助の目的及び内容　オロミア州給水計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十億二千九百万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　駒野欽一在エチオピア大使

エチオピア側　アーメド・シデ財務・経済開発担当国務大臣

○文部科学省告示第百二十六号

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）第七条第三項の規定に基づき、平成八年文部省告示第百四十七号（社会教育主事講習等規程の規定に基づく学修を定める件）の全部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年八月三日

文部科学大臣　塩谷　立

社会教育主事講習等規程第七条第三項に規定する学修を定める件

第一条　社会教育主事講習等規程（以下「規程」という。）第三条に規定する生涯学習概論に係る規程第七条第三項に規定する学修は、次の各号に定めるものとする。

一　図書館法施行規則（昭和二十五年文部省令第二十七号）第一条に規定する図書館に関する科目のうち生涯学習概論に係る学修

二　図書館法施行規則第五条に規定する司書の講習のうち生涯学習概論に係る学修

三　博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第一条に規定する博物館に関する科目のうち生涯学習概論に係る学修

四　博物館法施行規則第六条に規定する試験認定において合格を得た生涯学習概論に係る学修

第二条　前条に規定するもののほか、規程第三条に規定する科目に係る規程第七条第三項に規定する学修は、文部科学大臣が当該科目の履修に相当する水準を有すると認めた学修とする。

附　則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第百二十七号

図書館法施行規則（昭和二十五年文部省令第二十七号）第五条第三項及び第六条第三項に規定する学修を定める件

平成二十一年八月三日

文部科学大臣　塩谷　立

図書館法施行規則第五条第三項及び第六条第三項に規定する学修を定める件

第一条　図書館法施行規則（以下「規則」という。）第五条第一項に規定する生涯学習概論に係る規則第五条第三項に規定する学修及び規則第六条第一項に規定する生涯学習概論に係る規則第六条第三項に規定する学修は、次の各号に定めるものとする。

一　社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）第三条に規定する社会教育主事の講習のうち生涯学習概論に係る学修

二　社会教育主事講習等規程第十一条に規定する社会教育に関する科目のうち生涯学習概論に係る学修

三　博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第一条に規定する博物館に関する科目のうち生涯学習概論に係る学修

四　博物館法施行規則第六条に規定する試験認定において合格を得た生涯学習概論に係る学修

第二条　規則第五条第一項に規定する児童サービス論に係る規則第五条第三項に規定する学修及び規則第六条第一項に規定する児童サービスの基礎に係る規則第六条第三項に規定する学修は、学校図書館司書教諭講習規程（昭和二十九年文部省令第二十一号）第三条に規定する司書教諭の講習のうち読書と豊かな人間性に係る学修とする。

第三条　規則第五条第一項に規定する図書館実習に係る規則第五条第三項に規定する学修は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第五条第一項第三号に掲げる職としての勤務に係る学修とする（二年以上当該職にあった場合に限る。）。

第四条　前三条に規定するもののほか、規則第五条第一項に規定する科目に係る規則第五条第三項に規定する学修及び規則第六条第一項に規定する科目に係る規則第六条第三項に規定する学修は、文部科学大臣が当該科目の履修に相当する水準を有すると認めた学修とする。

附　則

この告示は、平成二十四年四月一日から適用する。

○文部科学省告示第百二十八号

博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成八年文部省告示第百五十号（学芸員の試験認定の試験科目についての試験を免除する講習等を指定する件）の全部を改正する。

平成二十一年八月三日

文部科学大臣　塩谷　立

博物館法施行規則第七条第一項に規定する学修を定める件

第一条　博物館法施行規則（以下「規則」という。）第六条に規定する試験認定の科目のうち生涯学習概論に係る規則第七条第一項に規定する学修は、次の各号に定めるものとする。

一　図書館法施行規則（昭和二十五年文部省令第二十七号）第一条に規定する図書館に関する科目のうち生涯学習概論に係る学修

二　図書館法施行規則第五条に規定する司書の講習のうち生涯学習概論に係る学修

三　社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）第三条に規定する社会教育主事の講習のうち生涯学習概論に係る学修

四　社会教育主事講習等規程第十一条に規定する社会教育に関する科目のうち生涯学習概論に係る学修

第二条　前条に規定するもののほか、規則第六条に規定する試験認定の科目に係る規則第七条第一項に規定する学修は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のものにおける学修その他の学修で、文部科学大臣が当該科目の履修に相当する水準を有すると認めた学修とする。

附　則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第千二十一号

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十一条第一項の規定に基づき農産物検査規格を定めたので、平成十三年二月二十八日農林水産省告示第二百四十四号（農産物規格規程の全部を改正する件）の一部を次のように改正し、同条第二項の規定に基づき、施行期日を平成二十一年九月三日と定め、公示する。

平成二十一年八月三日

農林水産大臣　石破　茂

第一の一の㈡のイの表山形県の項中「つくばSD一号」の下に「、つや姫」を加え、「、山形九七号」を削り、同表福岡県の項中「あきさやか」の下に「、元気つくし」を加え、「、ちくし六四号」を削り、同表佐賀県の項中「佐賀三七号」を「さがびより」に改める。

○農林水産省告示第千二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年八月三日

農林水産大臣　石破　茂

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県足柄下郡箱根町元箱根字二子裾通一一〇の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　指定理由の消滅

二㈠　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県足柄下郡箱根町元箱根字二子裾通一一〇の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　公衆の保健

㈢　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県庁及び箱根町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年八月三日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県草津市追分町字丸尾一一二五の一、一一二六の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅